入札時における社会保険等の加入状況の審査について

　三重県では、平成26年10月1日以降公告にかかる工事等について、社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいいます。以下同じ。）への加入を入札参加資格要件としますが、当面の間の審査については下記のとおり行うこととします。

記

1. 審査時期：参加資格事後審査時に審査を行います。（将来的には、事前条件審査項目

　　　　　　　とします。）

1. 審査方法：入札時に提出していただく以下３の資料で落札候補者のみ審査を行います。
2. 提出資料：
   1. 社会保険等に加入している場合（適用除外も含む）

**最新の経営規模等評価結果通知書の写しを提出**してください。

* 1. 最新の経営規模等評価結果通知書では、３保険の加入の有無欄に「無」の項目があるが、経営事項審査受審以降に社会保険等に新たに加入した場合

**最新の経営規模等評価結果通知書の写しに加え、社会保険等に加入したことがわか**

**る以下４の資料の写し（証明書等）を提出**してください。

1. 社会保険等に加入したことがわかる資料：
   1. 雇用保険の加入は、最新の経営規模等評価結果通知書の**審査基準日以降**で年度の概算保険料又は確定保険料を納付したことを証する以下の**いずれか**の書面により確認します。

　・労働保険　概算・確定保険料申告書　及び　領収済通知書

　・雇用保険被保険者資格取得等通知書（事業主通知用）

※労働者を1人以上雇用する事業所は、その業種、規模等を問わず、原則適用事業所となり、その事業主は、労働保険料の納付、雇用保険法の規定による各種の届出等の義務を負います。

＜参考ＨＰ：ハローワークインターネットサービス＞

<https://www.hellowork.go.jp/index.html>

* 1. 健康保険、厚生年金保険加入は、それぞれ最新の経営規模等評価結果通知書の**審査基準日以降**に保険料を納付したことを証する以下の**いずれか**の書面により確認します。（ただし、**支払い期限が到来している資料提出日直近のものに限ります**。）

　・納入告知書　納付書・領収証書

　・社会保険料納入証明（申請）書

※健康保険の被保険者となるべき従業員が承認を受けて全国土木建築国民健康保険組合等の国民健康保険に加入している場合は、健康保険は適用除外として扱われます。

　＜参考ＨＰ：日本年金機構＞

<http://www.nenkin.go.jp/n/www/index.html>

５．その他

　　最新の経営規模等評価結果通知書では「無」の項目がある事業所が、審査基準日以降に適用除外となった場合は、適用除外となったことが分かる書類の写し、又は誓約書を提出してください。

平成　　年　　月　　日

　　発注機関の長　あて

○○建設株式会社

代表取締役　　○○○○

誓　　約　　書

　下記の理由により、今般の○○工事の入札に関し、当社は○○保険法第○条に規定する届出の義務を有する者には該当しません。

　この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

　以上のことについて、誓約します。

記

【健康保険・厚生年金保険】　（該当項目に☑のこと）

　□　従業員５人未満の個人事業所であるため。

　□　従業員５人以上であっても、強制適用事業所となる業種でない個人事業所であるため。

　□　その他の理由（以下に記載）

　　※その他の理由を選択した場合の記載例

　　　平成○○年○○月○○日、関係機関（○○年金事務所○○課）に問い合わせを行い判断しました。

【雇用保険】　（該当項目に☑のこと）

　□　役員のみの法人であるため。

　□　使用する労働者の全てが６５歳に達した日以後において新たに雇用した者であるため。

　□　その他の理由（以下に記載）

　　※その他の理由を選択した場合の記載例

　　　平成○○年○○月○○日、関係機関（ハローワーク○○　○○課）に問い合わせを行い判断しました。